

令和4年1月25日開催

石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

<報告事項>

- ・令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について P 1～P 14
- ・子母澤寛生誕 130 年記念事業について 別紙

令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和4年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに

より調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語，算数・数学，理科のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ，上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和4年4月19日(火)

(後日実施は、4月20日(水)～5月20日(金)まで可能。)

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	理科 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	理科 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

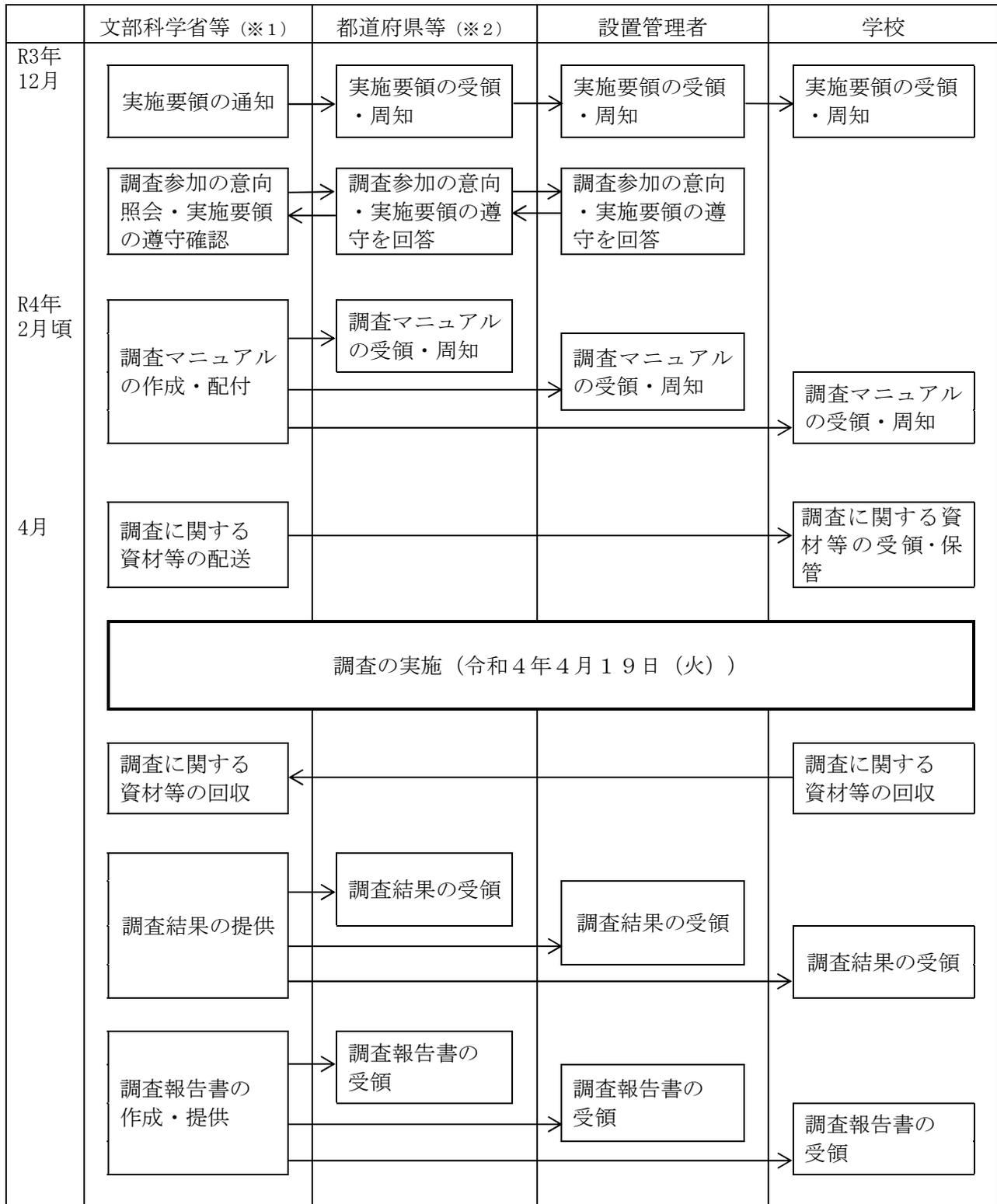
※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、学校の端末を活用して実施する（実施期間は、4月19日(火)～4月28日(木)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

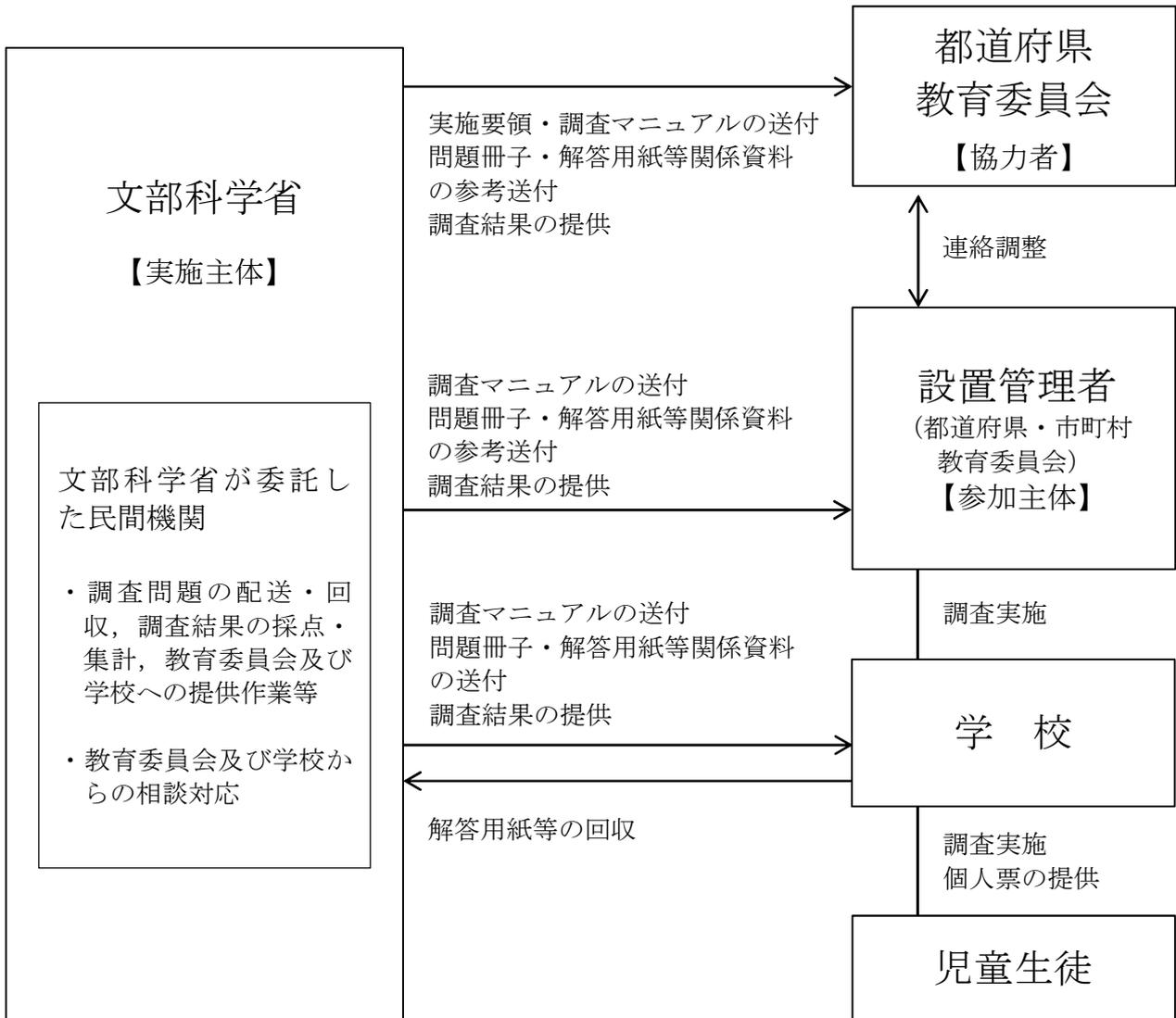


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

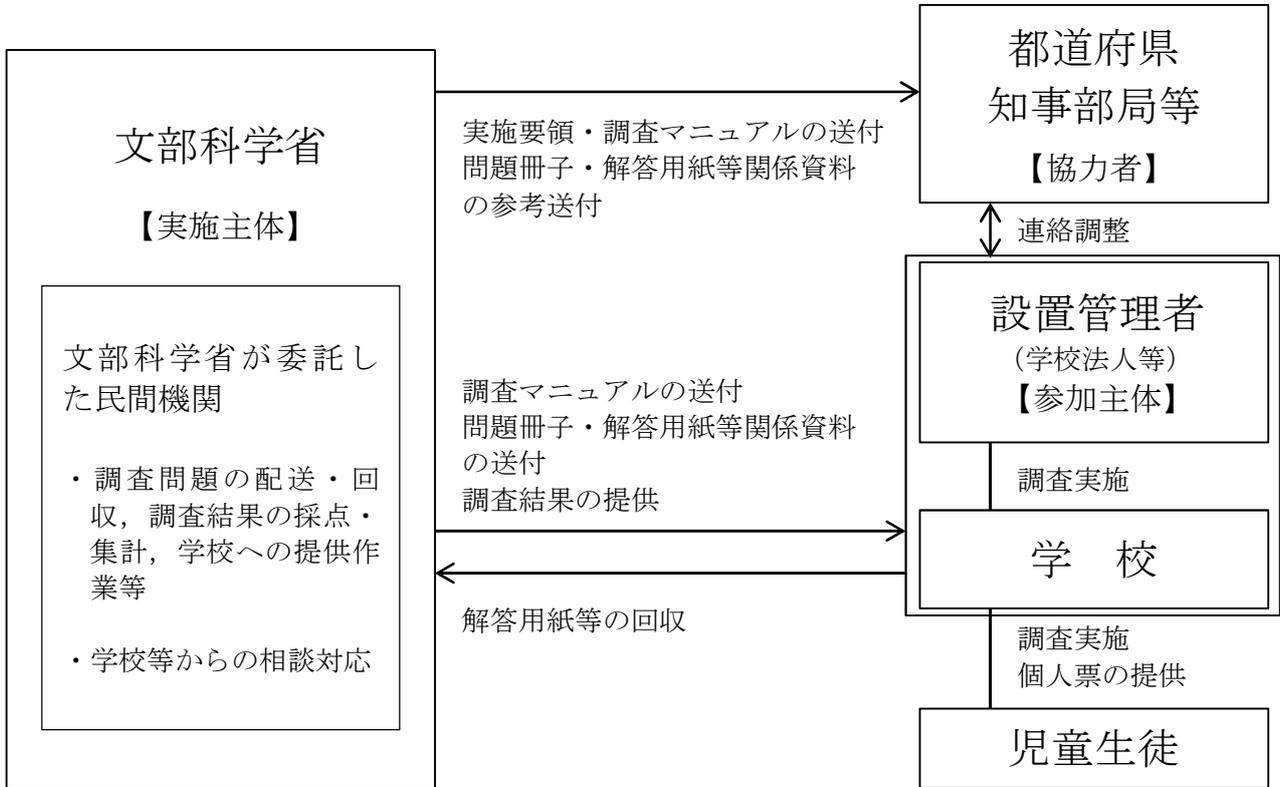
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



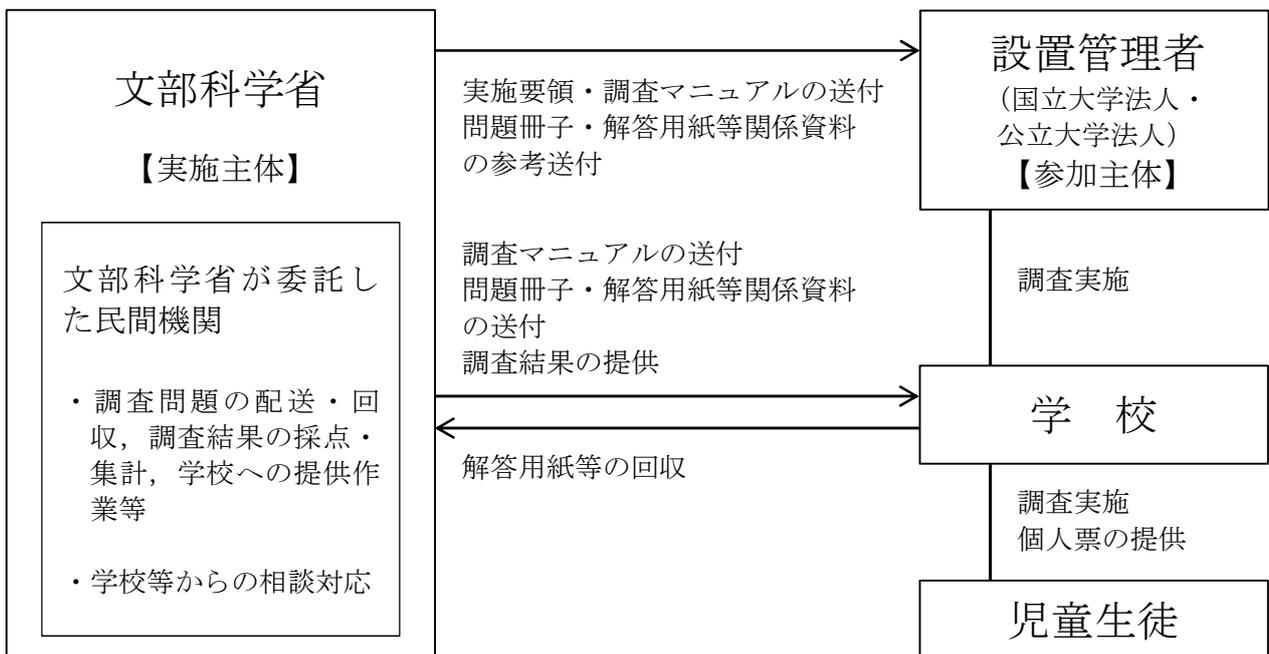
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合，調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合，調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	7.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	7.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
7.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
7.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
7.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

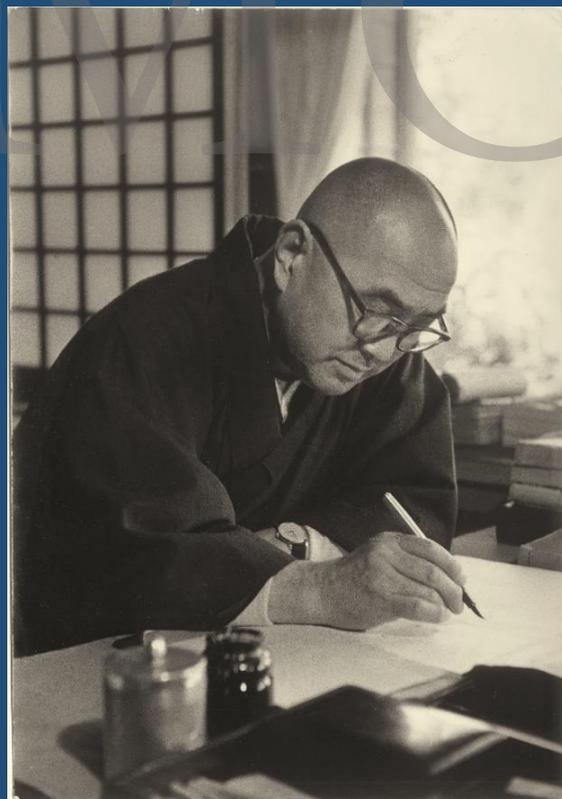
※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

子母澤寛生誕百三十年記念特別展示

「厚田三部作から見る

子母澤寛の世界」

入場無料



写真提要・宮川甲八郎氏(子母澤寛の孫)

第一弾から第三弾までのロングラン特別展示

[第一弾]

令和 4 年 1 月 29 日(土)～ 2 月 27 日(日)

自筆原稿「蝦夷物語」、子母澤寛ゆかりの品

会場：石狩市民図書館 会場へのアクセスはこちら



第二弾：令和 4 年 3 月 1 日(火)～／第三弾：令和 4 年 4 月 2 日(土)～ ※詳細は後日案内

生誕 130 年記念 特別そば饅頭を販売

生誕 130 年を記念し、現在和洋菓子のなかむらで販売中の「そば饅頭 子母澤寛」が、展示期間中特別仕様となります。石狩市民図書館喫茶コーナー、道の駅石狩「あいろーど厚田」にて販売。

特別記念講演

「蝦夷物語～江戸、箱館そして厚田へ」

令和 4 年 4 月 29 日(金) 18 時～19 時半

講師：函館市中央図書館 館長 丹羽 秀人 氏

会場：石狩市民図書館

※詳細は後日案内

子母澤寛生誕 130 年記念事業 開催要項（案）

1 目的

厚田村（現石狩市）が生んだ時代小説の巨匠 子母澤 寛（しもざわかん 1892～1968 年）が令和 4 年 2 月 1 日に生誕 130 年を迎えることから、改めてその偉業を広く利用者に知っていただく機会を創出する。

2 実施内容

（1）特別展示「厚田三部作から見る子母澤寛の世界」

厚田三部作（「蝦夷物語」「厚田日記」「南へ向いた丘」）にスポットを当て、全 3 回で構成する。

ア 展示概要

期間（令和 4 年）	展示内容	会場
1/29（土）～2/27（日）	「蝦夷物語」（自筆原稿と解説パネルの展示）	石狩市民図書館
3/ 1（火）～4/ 1（金）	「厚田日記」（自筆原稿と解説パネルの展示）※1	石狩市民図書館
4/ 2（土）～5/ 1（日）	「南へ向いた丘」（図書と解説パネルの展示）※2	石狩市民図書館

（作品の出版順は「蝦夷物語」「南へ向いた丘」「厚田日記」だが、自筆原稿を所有する作品を優先し展示順番を決定。）

※1 この期間中は道の駅石狩「あいろーど」2階展示室にて同時開催とする

※2 「南へ向いた丘」（同作品が収録された単行本「町方同心日記抄」を函館市中央図書館 館長 丹羽 秀人氏より貸借し、解説パネルと合わせて展示予定（自館資料でも対応可）

なお、共通の展示として、下記資料は展示期間中、常に展示する。

- ・ 石狩市民図書館所蔵の書簡、色紙、初版本等
- ・ 厚田ふるさと平和・文学賞実行委員会からの寄託資料（クレジット明記の上使用可）
- ・ 子母澤寛のご遺族より提供を受けた写真（実行委員会事務局へ要許諾）
- ・ パネル：挨拶文（概要）年譜等、北海道立文学館より貸借ものを十数枚程度

（2）特別講演会「子母澤寛生誕 130 年記念 蝦夷物語～江戸、箱館そして厚田へ」

子母澤寛の偉業について振り返る講演会を開催する。

① 講師

函館市中央図書館 館長 丹羽 秀人 氏

② 日時・場所

令和 4 年 4 月 29 日（金・祝） 17:30～19:00 ・ 石狩市民図書館 エントランスホール

③ 参加者数

30 名程度

④ その他

講演内容は後日、Youtube 石狩市民図書館チャンネルで配信する。また、新型コロナウイルス感染状況によっては、中止あるいはオンライン開催も検討する。

（3）和洋菓子のなかむら販売菓子「そば饅頭 子母澤寛」の特別販売

市内の菓子店「和洋菓子のなかむら」において販売されている「そば饅頭 子母澤寛」を、特別展示

期間中のみ生誕 130 年を記念したシールを包装フィルムの表面に貼付し販売する。

- ①シールは厚田区地域おこし協力隊 飯塚隊員がデザイン ※別紙のとおり
- ②シール作成に係る費用は、北石狩地域観光まちづくり協議会から支出。

3 協力依頼

- (1) 函館市中央図書館 館長 丹羽 秀人 氏 (作品に関する解説文の執筆や資料借用等)
- (2) 厚田ふるさと平和・文学賞 実行委員会 会長 佐藤 勝彦 氏
- (3) 厚田資料室サポートの会 (代表 柴田 肇 氏)
- (4) あつた探遊会 (代表 長 良幸 氏)
- (5) 北石狩地域観光まちづくり協議会
- (6) 厚田区地域おこし協力隊
- (7) 北海道立文学館 (展示パネル等を借受け)
- (8) 株式会社 あいかぜ (代表取締役 秋井 卓也 氏)

「そば饅頭 子母澤寛」

特別仕様デザインイメージ



石狩市成人式実施報告

	令和3年成人式（再延期後）		令和4年成人式	
開催日	令和4年1月8日（土）		令和4年1月9日（日）	
開催時間等	午前の部	午後の部	午前の部	午後の部
	11時～（受付10時30分～） 対象：石狩、花川、花川南中学校卒業生	14時～（受付13時30分～） 対象：花川北、樽川、聚富、厚田、浜益中学校卒業生	11時～（受付10時30分～） 対象：石狩、花川、花川南中学校卒業生	14時～（受付13時30分～） 対象：花川北、樽川、聚富、厚田、浜益中学校卒業生
会場	花川北コミュニティセンター（花川北3条2丁目198-1）			
対象者	平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方 540人 <small>（令和2年11月1日現在の住民基本台帳データに基づく）</small>		平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの方 523人 <small>（令和3年11月1日現在の住民基本台帳データに基づく）</small>	
参加者数	89人	86人	196人	201人
	計 175人		計 397人	
参加割合	32.4%		75.9%	
参考	【各年の参加者数の推移】 令和2年 386名（対象者数 512名 参加率 75.4%） 平成31年 415名（ // 556名 // 74.6%） 平成30年 420名（ // 526名 // 79.8%） 平成29年 396名（ // 488名 // 81.1%） 平成28年 434名（ // 487名 // 89.1%）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人受付、ホール開場 ・石狩市PR映像を放映 ・オープニング映像（ライジング サン ロック フェスティバル 2015：花川南中学校吹奏楽部演奏、東京スカパラダイスオーケストラよりメッセージ） 1. 開式の言葉（司会：新名恵子） 2. 主催者挨拶（石狩市長 加藤龍幸） 3. 来賓祝辞（石狩市議会議長 花田和彦 様） 4. 祝電披露（衆議院議員 和田義明 様、北海道選挙管理委員長 様） 5. 恩師からのメッセージ（平成27年度の各中学校3年担任・副担任17名が出演） 6. 成人の誓い（新成人代表1名） 畑山 悠月（花川中学校卒業） ※KALMAの曲を2曲弾き語り 7. 閉式の言葉 	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人受付、ホール開場 ・石狩市PR映像を放映 ・オープニング演奏（打楽器演奏：北海道サンバプロジェクト） 1. 開式の言葉（司会：新名恵子） 2. 主催者挨拶（石狩市長 加藤龍幸） 3. 来賓祝辞（石狩市議会議長 花田和彦 様） 4. 祝電披露（衆議院議員 和田義明 様、北海道選挙管理委員長 様） 5. 恩師からのメッセージ（平成27年度の各中学校3年担任・副担任17名が出演） 6. 成人の誓い（新成人代表1名） 吉弘 真行（浜益中学校卒業） 7. 閉式の言葉 	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人受付、ホール開場 ・石狩市PR映像を放映 ・オープニング演出（シャケサンバ演舞：石狩朱華弁天） 1. 開式の言葉（司会：新名恵子） 2. 主催者挨拶（石狩市長 加藤龍幸） 3. 来賓祝辞（石狩市議会議長 花田和彦 様） 4. 祝電披露（衆議院議員 和田義明 様、北海道選挙管理委員長 様） 5. 恩師からのメッセージ（平成28年度の各中学校3年担任・副担任17名が出演） 6. 成人の誓い（新成人代表2名） 鈴木 啓祐（花川南中学校卒業） 宇野 七海（花川中学校卒業） 7. 閉式の言葉 	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人受付、ホール開場 ・石狩市PR映像を放映 ・オープニング演出（シャケサンバ演舞：石狩朱華弁天） 1. 開式の言葉（司会：新名恵子） 2. 主催者挨拶（石狩市長 加藤龍幸） 3. 来賓祝辞（石狩市議会議長 花田和彦 様） 4. 祝電披露（衆議院議員 和田義明 様、北海道選挙管理委員長 様） 5. 恩師からのメッセージ（平成28年度の各中学校3年担任・副担任17名が出演） 6. 成人の誓い（新成人代表2名） 栗谷 壮志（厚田中学校卒業） 折笠 梨香子（花川北中学校卒業） 7. 閉式の言葉
その他	上記ほか参議院議員 鈴木宗男 様・北海道議会議員 佐々木大介 様から祝電をいただいている その他協力：恩師からのメッセージ映像編集 飯塚 諒（厚田区地域おこし協力隊）、手話通訳者 神 由紀・奥井一恵・伊藤日菜 ※新型コロナウイルス感染症対策として、午前と午後の2部開催とし、参加者入場時検温・手指消毒・参加者把握のため案内状持参（お持ちでない方は連絡先等を用紙に記入）・座席は間隔を空けて着席・記念集合写真撮影取りやめ・着付けボランティア取りやめ・来賓は市議会議員のみ・主催者の教育委員は各回ごと1人出席			

【令和3年成人式】午前の部
受付（北コミ ロビー）



開場直後



オープニング映像（ライジング サン ロック フェスティバル 2015）



お祝いメッセージ映像（東京スカパラダイスオーケストラ）



成人の誓い



エンディング演奏



【令和3年成人式】午後の部

オープニング



成人の誓い



会場の様子



【令和4年成人式】午前部の部

オープニング



市長式辞



議長祝辞



成人の誓い



【令和4年成人式】午後部

オープニング



成人の誓い



浜益区の 新しい教育・保育環境整備 に関する保護者説明会

令和4年1月21日・23日
浜益コミュニティセンター「きらり」

【本日の内容】

1. 市の検討・経緯
2. 小中一貫校・保育園併設に向けた
課題と考え方

1. 市の検討・経緯

④ 校舎整備の検討課題

- ・ 浜益中学校校舎・敷地の有効活用
 - ▶ 小学校・保育園は校舎に入りきらない
 - ▶ 傾斜地に囲まれていて、土地も狭い
- ⇒ 小学校と保育園を増築する場所を確保できるか測量調査が必要！

③ 教育・保育環境の目指す形

小中一貫校を整備して保育園を併設

① 現 状 ・ 課 題

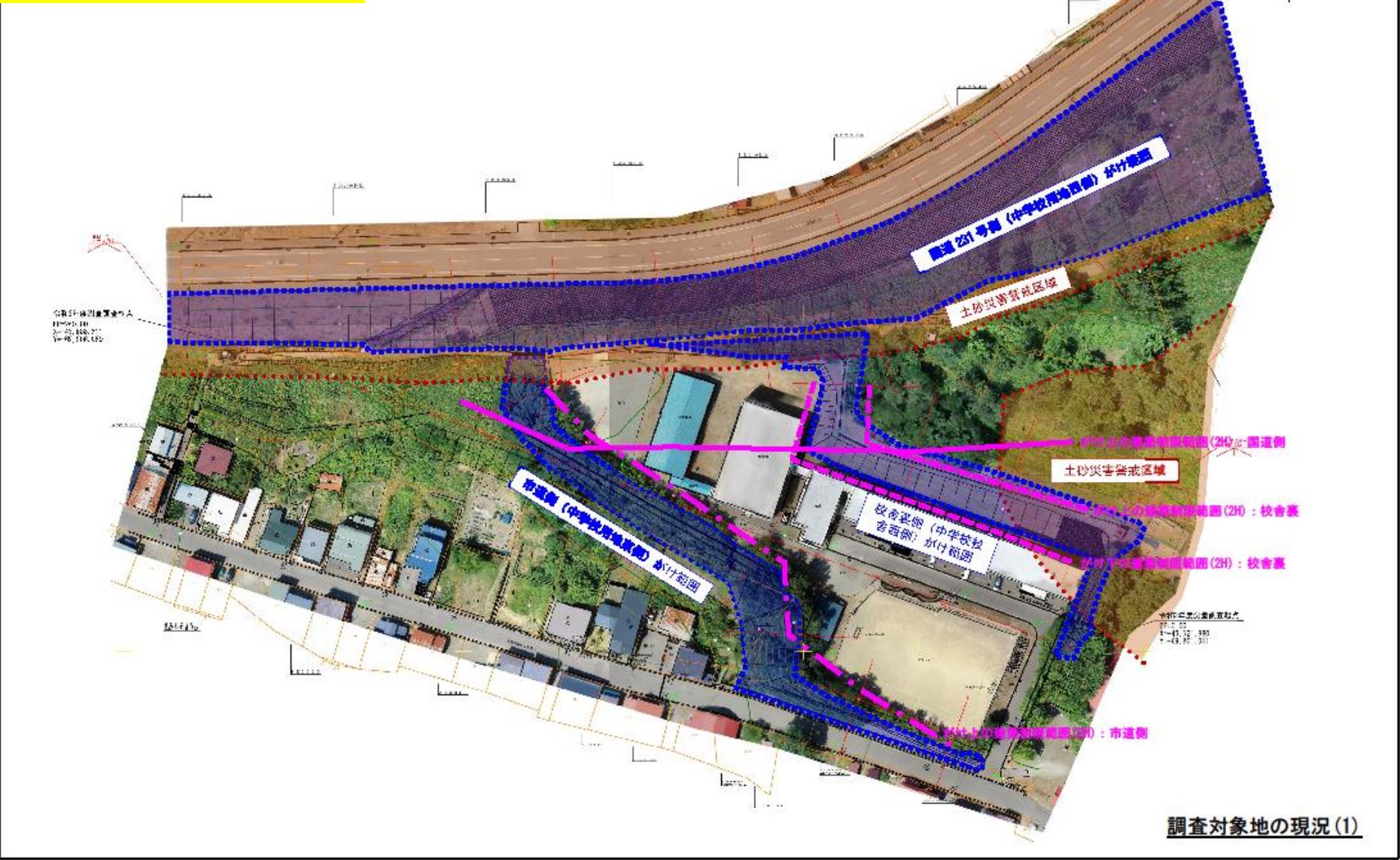
教育	中学校	・ 生徒の減少	▶ 複式化(R3~R5) ▶ 教員数減少 (R2)11人⇒(R3)8人
	小学校	・ 児童の減少 ・ 校舎の老朽化 ・ 防災	▶ 複式化 ▶ 教員数減少 ▶ 津波浸水地域
保育		・ 0歳児保育 ・ 施設の老朽化	▶ 新築・建替 ▶ 建設地

② 住民による議論・意見

【教育環境を考えるワークショップ】

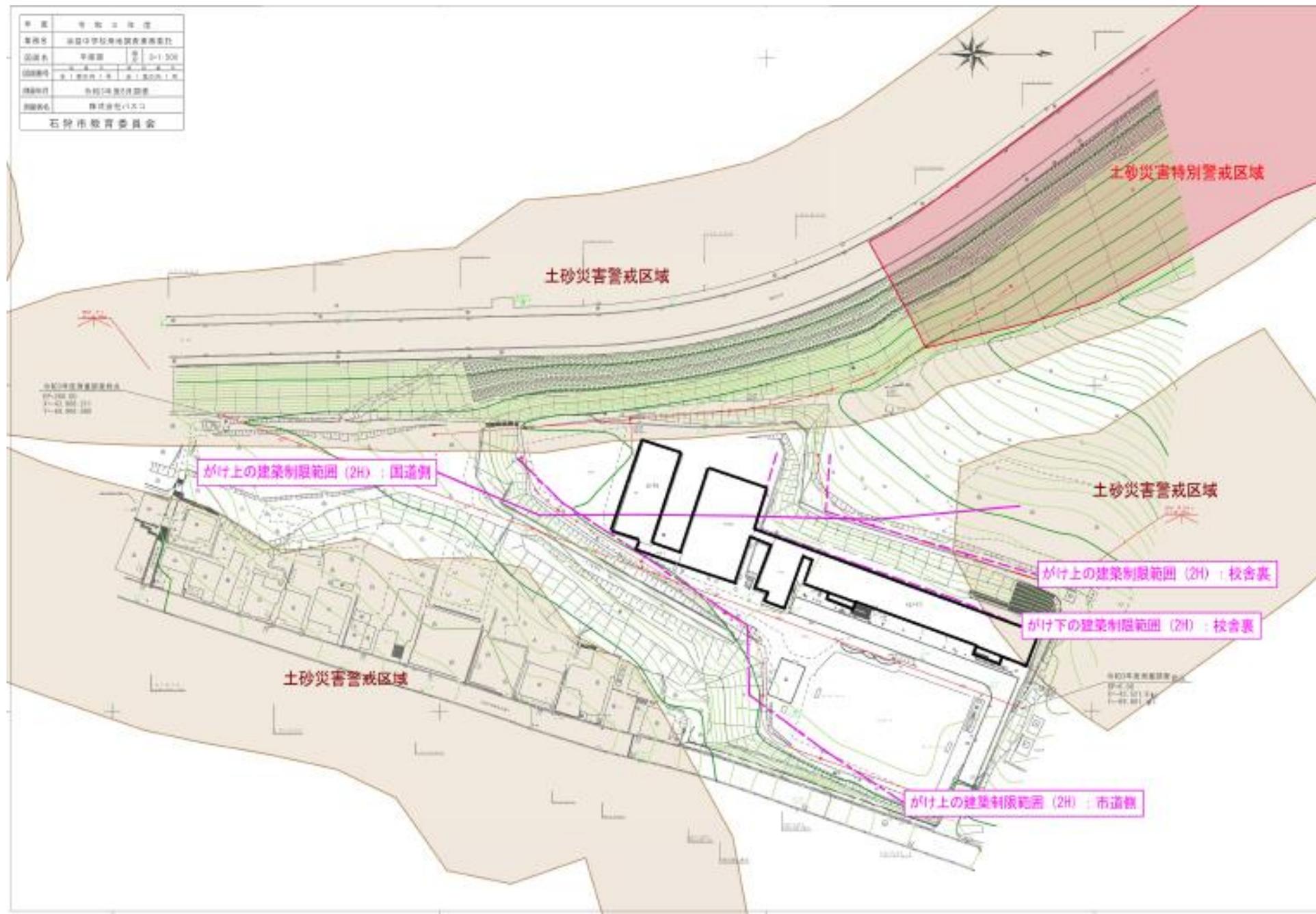
- ・ 新築が良い
- ・ 小中一貫校に保育を含めた方向性は良い
- ・ 0歳から100歳まで、地域一丸となって子どもたちの教育に携われたら良い
- ・ 学校以外の機能を持った複合施設も良い
- ・ 預かり保育や学童保育もあれば良い

■ 測量の結果



調査対象地の現況 (1)

年度	令和3年度
業務名	国土安全保障地域調査業務
図面名	早期警戒 図 2-1-308
図面コード	国土安全保障地域調査業務
図面番号	令和3年度早期警戒
図面内容	早期警戒マップ
作成者	石川県教育委員会

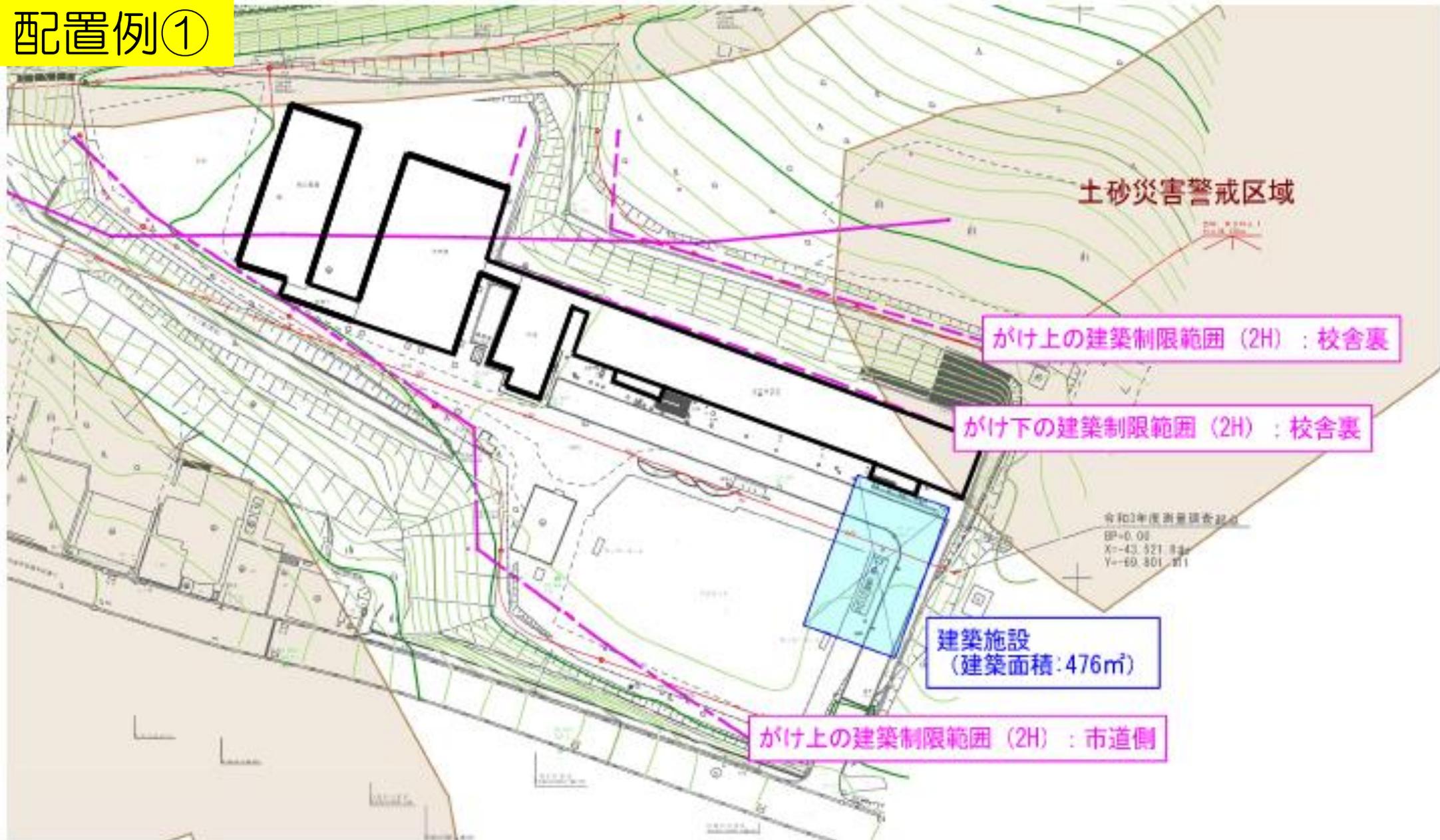


1. 市の検討・経緯

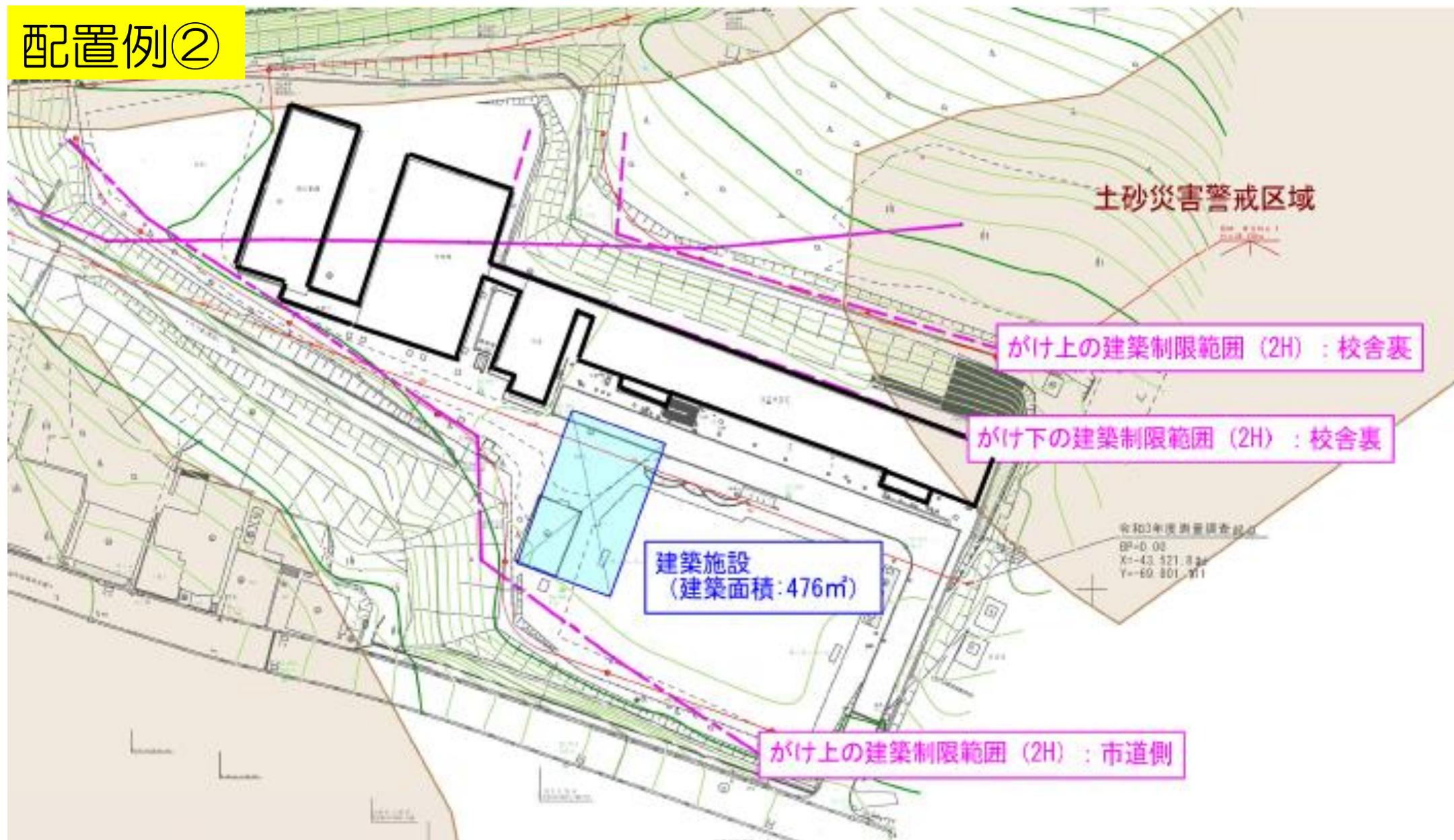
④検討に基づく考え方

- 小学校と保育園施設を増築する
 - 校舎内の児童の移動を考慮
 - かけ地条例の区域を外す
 - ⇒ 前庭を使わざるを得ない
 - ⇒ 2階建てとし、校舎側に寄せる
- 中学校の校舎を一部改修する
 - 児童も使えるように特別教室などを改修
 - 設備や建具なども必要に応じて改修

配置例①



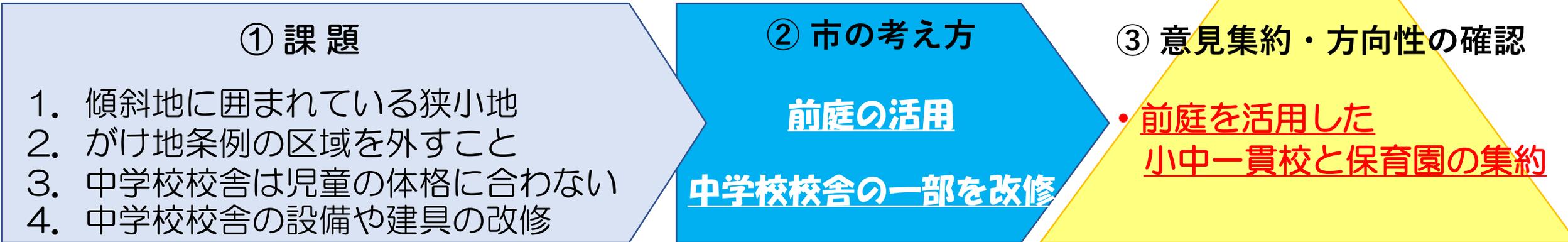
配置例②



2. 小中一貫校・保育園併設に向けた課題と考え方

教育・保育環境の目指す形

小中一貫校を整備して保育園を併設



今後のスケジュール

建設用地の決定	基本設計（概略図）【R4年】	実施設計（詳細図）【R5年】	工事【R6年】
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校敷地 ・前庭の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の建設箇所の決定、課題の整理 ・建築物の構造や階層等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計を基に施工図の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・増改築

浜益区の新しい教育・保育環境整備に関する保護者説明会
《アンケート》

【問1】あなたのお子さんは？（※該当する番号すべて）

- ①未就学児 ②小学生 ③中学生

回答（ ）

【問2】小中学校の統合と保育園の併設についてどう思いますか？

- ①良い ②良くない ③どちらでもない

回答（ ）

【問3】本日の説明についての考えをお聞かせください。

- ①説明のとおり進めることを認める
②説明について賛同できない

回答（ ）

【問4】今後の環境整備について、ご意見がありましたらご記入ください

--

本日は、ご参加いただきありがとうございました。

また、アンケートにもご協力いただきありがとうございました。

■浜益区の教育・保育環境整備に関する保護者説明会 アンケート集計結果

設 問		回 答				
問2	小中学校の統合と保育園の併設についてどう思いますか？	①良い	②良くない	③どちらでもない	無回答	
		15人	0人	3人	0人	
		83.3%	0.0%	16.7%	0.0%	
問3	本日の説明についての考えをお聞かせください。	①認める	②賛同できない	③どちらでもない	無回答	
		12人	3人	2人	1人	
		66.7%	16.7%	11.1%	5.5%	
参加者数（2日間）		18人				
		内 訳	未：2	小：6	中：1	
			未・小：7	小・中：1	未・小・中：1	

※ 未：未就学児 小：小学生 中：中学生

※ 問3の「③どちらでもない」は、そもそも選択肢に無い

■浜益区における新たな教育・保育環境の整備に関する保護者説明会／質疑と回答
令和4年1月21日開催分（※1月23日開催分は質疑無し）

	質 疑	回 答
1	<p>保育園、小学校、中学校がそれぞれ使えるための前庭スペースは残るのか。</p>	<p>小学校と保育園の建物が建つことと、保育園と小学校についても園庭や遊具の設置が必要となるため、それぞれがどのくらいのスペースを使えるかは今後の検討となる。</p>
2	<p>ワークショップでも出ていたが、前庭の使用方法はどうか、</p> <p>増築部分はこのスライドの図の大きさ程度で十分なのか。</p> <p>中学校の校舎も使うことになるのか。</p>	<p>前庭については、授業内容によってはこれまでのように使えないこともあると思われるので、その場合は上のグラウンドを使うことになると思う。</p> <p>資料に示す図で決まりということではないが、仮に1階を保育園、2階を小学校とした場合、厚田学園を参考に試算すると、このくらいの面積ではないかと考えている。</p> <p>また、理科室などの特別教室は中学校校舎と共用することを考えているが、黒板の高さなど、小学生と中学生では規格が違うため、それらを補うための必要な改修を行う予定である。</p>
3	<p>既存の駐車場のスペースは今でも狭いので前庭の方に出る形になると思う。</p> <p>現在は、裏山で畑を作ったり、地元の「わかもん会」も協力して浜益ならではの活動を行っている。傾斜地を利用したスキー授業や景観も美しく、大切にしてもらいたいものなので、市にも草刈りなどで協力してほしい。</p>	<p>浜益ならではの教育については、ソフト面も含めて考えていきたい。</p> <p>駐車スペースが狭いのはご指摘のとおりのため、何かイベントなどの際などは上のグラウンドも駐車スペースとして使わせてもらわないといけないと考えている。</p>
4	<p>小学校と中学校の設備の違いについて心配している。</p> <p>例えば、バスケットゴールの高さは小学生と中学生では規格が違うので、同じものを使用することはできない。</p> <p>整備した後で、話が違うということにならないように、必要な改修等がしっかり行われるように検討してほしい。</p>	<p>小学生の使用を想定した設備等の改修については、過日中学校を訪問し、浜益小教頭立ち合いのもと、調査を実施している。</p> <p>その際、バスケットのゴールについても、項目に入れていることを申し添える。</p>